

盛岡地方振興局長告示第 133 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 13 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

訪問介護

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0370103152	ハッピー岩手中央・ヘルパー ステーション	盛岡市厨川五丁目 5 番 1 号 藤沢アパート 1 階	株式会社ジャパン ケアサービス岩手	平成 19 年 11 月 1 日
0370103160	ハッピー盛岡南・ヘルパー ステーション	盛岡市南仙北一丁目 18 番 6 号 CIN ビル 2 階	〃	〃
0370103178	ハッピー盛岡茶畑・ヘルパー ステーション	盛岡市東新庄一丁目 27 番 1 号 ピソ・ヴェルテ 104	〃	〃